

四 半 期 報 告 書

(第95期第1四半期)

北 海 道 電 力 株 式 会 社

札幌市中央区大通東1丁目2番地

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	5
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月13日
【四半期会計期間】	第95期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
【会社名】	北海道電力株式会社
【英訳名】	Hokkaido Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真 弓 明 彦
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東1丁目2番地
【電話番号】	011(251)1111
【事務連絡者氏名】	経理部経理センター資金グループ グループリーダー 江 口 尚 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 北海道電力株式会社 東京支社
【電話番号】	03(3217)0861
【事務連絡者氏名】	業務グループ グループリーダー 吉 本 岳 史
【縦覧に供する場所】	北海道電力株式会社 旭川支店 (旭川市4条通12丁目1444番地の1) 北海道電力株式会社 北見支店 (北見市北8条東1丁目2番地1) 北海道電力株式会社 札幌支店 (札幌市中央区大通東1丁目2番地) 北海道電力株式会社 岩見沢支店 (岩見沢市9条西1丁目12番地の1) 北海道電力株式会社 小樽支店 (小樽市富岡1丁目9番1号) 北海道電力株式会社 釧路支店 (釧路市幸町8丁目1番地) 北海道電力株式会社 帯広支店 (帯広市西5条南7丁目2番地の1) 北海道電力株式会社 苫小牧支店 (苫小牧市新中野町3丁目8番7号) 北海道電力株式会社 室蘭支店 (室蘭市寿町1丁目6番25号) 北海道電力株式会社 函館支店 (函館市千歳町25番15号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 上記の内、旭川、北見、札幌、岩見沢、小樽、釧路、帯広、苫小牧、室蘭、函館の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るため備え置きます。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第 1 四半期 連結累計期間	第95期 第 1 四半期 連結累計期間	第94期
会計期間	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月 30 日	自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 6 月 30 日	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月 31 日
売上高 (百万円)	173,058	177,650	733,050
経常利益 (百万円)	3,482	12,327	19,421
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,659	9,407	16,549
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,084	9,490	15,943
純資産額 (百万円)	199,139	219,514	212,991
総資産額 (百万円)	1,870,643	1,884,522	1,915,904
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	10.77	43.61	71.84
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.06	11.04	10.51

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。
- 4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等としている。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。
また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はない。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期連結累計期間に比べ45億91百万円（2.7%）増の1,776億50百万円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は、47億33百万円（2.7%）増の1,786億7百万円となった。

一方、経常費用は、前年同四半期連結累計期間に比べ41億11百万円（△2.4%）減の1,662億79百万円となった。

以上により、経常利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ88億45百万円（254.0%）増の123億27百万円となった。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ67億48百万円（253.8%）増の94億7百万円となった。

セグメントの経営成績(内部取引消去後)は、次のとおりである。

① 電気事業

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期連結累計期間に比べ48億20百万円（2.9%）増の1,710億75百万円となった。これは、販売電力量の減少はあったが、燃料価格の上昇による燃料費調整制度の影響などによるものである。販売電力量は、他事業者への契約切り替えの影響などにより、前年同四半期連結累計期間に比べ6.2%の減少となった。

一方、営業費用は、前年同四半期連結累計期間に比べ34億95百万円（△2.2%）減の1,568億10百万円となった。これは、経営全般にわたる徹底した効率化への継続的な取り組みのもと、燃料価格の上昇はあったが、販売電力量の減少や豊水などによる燃料費の減少に加え、火力発電設備に係る修繕費の減少などによるものである。

この結果、営業利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ83億15百万円（139.8%）増の142億65百万円となった。

② その他

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期連結累計期間に比べ2億29百万円（△3.4%）減の65億74百万円となった。これは、建設業の売上が減少したことなどによるものである。

一方、営業費用は、前年同四半期連結累計期間に比べ4百万円（0.1%）増の57億84百万円となった。これは、電気通信事業において修繕費などの売上原価が増加したことなどによるものである。

この結果、営業利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ2億33百万円（△22.9%）減の7億90百万円となった。

(参考情報)

① 需給実績

種別		当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	前年同四半期比 (%)	
発受電電力量	自社	水力発電電力量 (百万kWh)	1,397	124.0
		火力発電電力量 (百万kWh)	3,687	94.9
		原子力発電電力量 (百万kWh)	—	—
		新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	44	124.5
	融通・他社受電電力量 (百万kWh)		1,636 △790	93.3 139.2
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)		△92	144.7
	合計 (百万kWh)		5,882	95.3
損失電力量等 (百万kWh)		△350	127.4	
販売電力量 (百万kWh)		5,532	93.8	
出水率(自流) (%)		110.7	—	

- (注) 1 他社受電電力量には、連結子会社の北海道パワーエンジニアリング㈱及びほくでんエコエナジー㈱からの受電電力量が含まれている。
- 2 融通・他社受電電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。
- 3 融通・他社受電電力量には、期末日において未確定であるインバランス電力量は含んでいない。
- 4 揚水発電所の揚水用電力量とは貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。
- 5 販売電力量の中には、自社事業用電力量13百万kWhを含んでいる。
- 6 出水率は、自社の昭和62年度から平成28年度までの当該累計期間の30ヶ年平均に対する比である。

② 販売電力量及び料金収入

種別		当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	前年同四半期比 (%)	
販売電力量 (百万kWh)	低圧	電灯	2,296	94.0
		電力	422	94.6
		低圧計	2,718	94.1
	高圧・特別高圧		2,814	93.6
	合計		5,532	93.8
	融通・他社販売		573	137.6
料金収入 (百万円)	電灯料		63,641	97.5
	電力料		68,698	97.6
	電灯電力合計		132,340	97.5
	融通・他社販売		7,572	143.1

(注) 上記料金収入には消費税等は含まれていない。

(2) 財政状態の分析

[資産]

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ313億82百万円減の1兆8,845億22百万円となった。これは、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の改正に伴う設備計上による電気事業固定資産の増加や石狩湾新港発電所1号機新設工事などの固定資産仮勘定の増加はあったが、現金及び預金の減少などによるものである。

[負債]

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ379億4百万円減の1兆6,650億8百万円となった。これは、有利子負債の減少などによるものである。

[純資産]

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ65億22百万円増の2,195億14百万円となった。これは、配当金の支払いなどはあったが、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上などによるものである。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は前連結会計年度末の10.5%から0.5ポイント増加し、11.0%となった。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、ほくでんグループの経営方針・経営戦略等について、重要な変更はない。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、ほくでんグループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、6億60百万円である。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	495,000,000
A種優先株式	500
B種優先株式	470
計	495,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は495,000,970株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数495,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	215,291,912	215,291,912	札幌証券取引所 東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株である。
A種優先株式	470	—	非上場	単元株式数は1株である。 (注1、2)
B種優先株式	—	470	非上場	単元株式数は1株である。 (注3)
計	215,292,382	215,292,382	—	—

(注) 1 A種優先株式の内容

(1) 優先配当金

① A種優先配当金

当社は、剰余金の配当（A種優先中間配当金（⑤に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき②に定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当（③に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

② A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、(i)平成27年3月31日に終了する事業年度から平成31年3月31日に終了する事業年度までの各事業年度に属する日を基準日とする場合は、1株につき3,800,000円とし、(ii)平成32年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とする場合は、1株につき5,464,384円とし、(iii)平成33年3月31日に終了する事業年度以降の事業年度に属する日を基準日とする場合は1株につき6,300,000円とする（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

③ 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、(i)平成31年7月31日までは年率3.8%、(ii)平成31年8月1日以降は年率6.3%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金、A種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

④ 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

⑤ A種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する。ただし、平成31年9月30日を基準日とするA種優先中間配当金は2,323,014円とする。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

(基準価額算式)

$$\begin{aligned} & 1株当たりの残余財産分配価額 \\ & = 100,000,000円 + 累積未払A種優先配当金 \\ & \quad + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額 \end{aligned}$$

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、(1)③に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下(2)において「前事業年度」という。）に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間について適用あるA種優先配当金の額（残余財産分配日が平成32年3月31日に終了する事業年度に属する場合、事業年度の初日（同日を含む。）から平成31年7月31日までは3,800,000円、平成31年8月1日以降は6,300,000円を意味する。）を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、3,800,000円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたA種優先中間配当金がある場合におけるA種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、平成26年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、(6)において取得価額を算出する場合は、(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成26年8月1日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、(7)において取得価額を算出する場合は、(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(8) 株券等の譲渡制限

当社とA種優先株式の割当先である株式会社日本政策投資銀行（以下「割当先」という。）との間で締結された平成26年4月30日付の投資契約において、割当先との間で、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間は、当社の事前の承諾無く本優先株式の全部又は一部の譲渡ができない旨、合意している。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したものである。

2 A種優先株式の取得及び消却

平成30年4月27日開催の取締役会において、A種優先株式（470株）につき、取得及び消却を行うことを決議し、平成30年7月31日に実施している。

3 B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

① B種優先配当金

当社は、剰余金の配当（B種優先中間配当金（⑤に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき②に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当（③に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

② B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

③ 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金」という。）については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。

④ 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

⑤ B種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

(基準価額算式)

1株当たりの残余財産分配価額

= 100,000,000円 + 累積未払B種優先配当金

+ 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払B種優先配当金額

上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、(1)③に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下(2)において「前事業年度」という。）に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額（ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間について適用あるB種優先配当金の額を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成31年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、3,000,000円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたB種優先中間配当金がある場合におけるB種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、平成30年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

B種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、(6)において取得価額を算出する場合は、(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成30年8月1日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

B種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、(7)において取得価額を算出する場合は、(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(8) 株券等の譲渡制限

当社とB種優先株式の割当先である株式会社日本政策投資銀行及び株式会社みずほ銀行（以下「割当先」という。）との間で締結された平成30年4月27日付の各投資契約において、割当先との間で、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間は、当社の事前の承諾無く本優先株式の全部又は一部の譲渡ができない旨、合意している。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日	—	215,292,382	—	114,291	—	—

(注) 1 平成30年7月31日を払込期日とする第三者割当の方法により、B種優先株式を発行している。

発行価格	100百万円		
発行済株式総数増減数	470株	発行済株式総数残高	215,292,852株
資本金増減額	23,500百万円	資本金残高	137,791百万円
資本準備金増減額	23,500百万円	資本準備金残高	23,500百万円

2 平成30年7月31日（効力発生日）をもって、会社法第447条第1項乃至第3項及び第448条第1項乃至第3項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えている。

資本金増減額	△23,500百万円	資本金残高	114,291百万円
資本準備金増減額	△23,500百万円	資本準備金残高	—百万円

3 平成30年4月27日開催の取締役会において、A種優先株式につき、取得及び消却を行うことを決議し、平成30年7月31日に実施している。

発行済株式総数増減数	△470株	発行済株式総数残高	215,292,382株
------------	-------	-----------	--------------

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成30年3月31日現在で記載している。

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 470	—	1(1)②「発行済株式」の内容の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,774,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 204,549,400	2,045,494	—
単元未満株式	普通株式 968,512	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	215,292,382	—	—
総株主の議決権	—	2,045,494	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式である。

2 「完全議決権株式(その他)」欄に、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権20個)が含まれている。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式56株及び当社所有の自己株式70株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2番地	9,774,000	—	9,774,000	4.54
計	—	9,774,000	—	9,774,000	4.54

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あり、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれている。

2 平成30年6月30日現在における自己株式は、9,775,468株(単元未満株式を含む。)である。

2 【役員の状況】

該当事項なし

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けている。

なお、新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更している。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
固定資産	1,678,754	1,688,407
電気事業固定資産	1,056,830	1,058,497
水力発電設備	215,962	214,846
汽力発電設備	79,297	76,973
原子力発電設備	196,545	206,649
送電設備	161,159	159,273
変電設備	81,786	80,121
配電設備	278,585	277,766
業務設備	38,730	38,226
その他の電気事業固定資産	4,763	4,639
その他の固定資産	54,835	53,814
固定資産仮勘定	281,409	292,218
建設仮勘定	277,699	288,454
除却仮勘定	218	273
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	3,491	3,491
核燃料	176,264	177,036
加工中等核燃料	176,264	177,036
投資その他の資産	109,415	106,841
長期投資	53,926	50,965
退職給付に係る資産	15,080	15,354
繰延税金資産	37,922	36,213
その他	4,288	4,362
貸倒引当金（貸方）	△1,802	△55
流動資産	237,150	196,114
現金及び預金	116,087	70,903
受取手形及び売掛金	67,622	67,732
たな卸資産	41,257	42,188
その他	13,114	16,086
貸倒引当金（貸方）	△931	△797
合計	1,915,904	1,884,522

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
負債及び純資産の部		
負債の部		
固定負債	1,271,841	1,323,383
社債	630,000	650,000
長期借入金	512,277	529,355
退職給付に係る負債	37,458	36,960
資産除去債務	79,717	95,422
その他	12,388	11,644
流動負債	429,771	339,851
1年以内に期限到来の固定負債	212,106	150,144
短期借入金	53,250	52,680
コマーシャル・ペーパー	20,000	20,000
支払手形及び買掛金	39,329	30,350
未払税金	14,154	20,159
その他	90,931	66,518
特別法上の引当金	1,299	1,773
過水準備引当金	1,299	1,773
負債合計	1,702,913	1,665,008
純資産の部		
株主資本	201,456	208,049
資本金	114,291	114,291
資本剰余金	46,750	46,750
利益剰余金	58,611	65,205
自己株式	△18,197	△18,198
その他の包括利益累計額	△44	45
その他有価証券評価差額金	3,398	3,481
退職給付に係る調整累計額	△3,442	△3,435
非支配株主持分	11,578	11,418
純資産合計	212,991	219,514
合計	1,915,904	1,884,522

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
営業収益	173,058	177,650
電気事業営業収益	166,254	171,075
その他事業営業収益	6,804	6,574
営業費用	166,085	162,594
電気事業営業費用	160,305	156,810
その他事業営業費用	5,780	5,784
営業利益	6,973	15,055
営業外収益	814	956
受取配当金	332	416
受取利息	2	2
物品売却益	16	222
貸倒引当金戻入額	35	206
その他	428	109
営業外費用	4,305	3,684
支払利息	3,752	3,230
持分法による投資損失	68	113
その他	484	341
四半期経常収益合計	173,873	178,607
四半期経常費用合計	170,391	166,279
経常利益	3,482	12,327
渴水準備金引当又は取崩し	△304	473
渴水準備金引当	—	473
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△304	—
税金等調整前四半期純利益	3,786	11,853
法人税、住民税及び事業税	14	717
法人税等調整額	1,116	1,768
法人税等合計	1,131	2,486
四半期純利益	2,655	9,367
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△3	△39
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,659	9,407

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	2,655	9,367
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△380	121
退職給付に係る調整額	△190	0
その他の包括利益合計	△570	122
四半期包括利益	2,084	9,490
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,091	9,497
非支配株主に係る四半期包括利益	△6	△6

【注記事項】

(持分法適用の範囲の変更)

石狩LNG棧橋(株)は、平成30年4月2日に設立したことに伴い、当第1四半期連結会計期間から持分法適用会社を含めている。

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっていたが、平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」(平成30年経済産業省令第17号)が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ404百万円減少している。また、当第1四半期連結会計期間末の原子力発電設備及び資産除去債務がそれぞれ15,159百万円増加している。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

(1) 日本原燃株式会社

(株)日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する保証債務

前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
40,024百万円	39,702百万円

(2) 従業員

財形住宅融資による(株)みずほ銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務

前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
6,736百万円	6,124百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
減価償却費	20,122百万円	20,192百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,027	5	平成29年3月31日	平成29年6月29日	利益剰余金
	A種優先株式	1,786	3,800,000	平成29年3月31日	平成29年6月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,027	5	平成30年3月31日	平成30年6月28日	利益剰余金
	A種優先株式	1,786	3,800,000	平成30年3月31日	平成30年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他	計	調整額(注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	166,254	6,804	173,058	—	173,058
セグメント間の内部売上高 又は振替高	515	18,094	18,610	△18,610	—
計	166,770	24,898	191,669	△18,610	173,058
セグメント利益	6,243	517	6,761	211	6,973

(注) 1 セグメント利益の調整額211百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他	計	調整額(注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	171,075	6,574	177,650	—	177,650
セグメント間の内部売上高 又は振替高	508	15,759	16,268	△16,268	—
計	171,583	22,334	193,918	△16,268	177,650
セグメント利益又は セグメント損失(△)	14,714	△61	14,653	402	15,055

(注) 1 セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額402百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益	10.77円	43.61円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	2,659	9,407
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	445	445
(うち優先株主に帰属する金額) (百万円)	(445)	(445)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	2,214	8,962
普通株式の期中平均株式数 (千株)	205,527	205,517

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

(第三者割当によるB種優先株式の発行)

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において、第三者割当によるB種優先株式（以下「本B種優先株式」という。）の発行について、平成30年6月27日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議し、本定時株主総会にて承認可決された。その後、平成30年7月31日に本B種優先株式の払込が完了した。

(1) 本B種優先株式発行の概要

① 払込期日（発行日）	平成30年7月31日
② 発行新株式数	B種優先株式 470株
③ 発行価額（払込金額）	1株につき100,000,000円
④ 払込金額の総額	47,000,000,000円
⑤ 優先配当金	1株につき3,000,000円
⑥ 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。
⑦ 割当先	株式会社日本政策投資銀行 400株 株式会社みずほ銀行 70株
⑧ 増加する資本金の額	23,500,000,000円
⑨ 増加する資本準備金の額	23,500,000,000円

(2) 資金の用途

払込金額の総額47,000,000,000円から発行諸費用の概算額を差し引いた差引手取概算額46,780,000,000円については、当社が発行するA種優先株式（以下「本A種優先株式」という。）の取得資金47,596,964,390円の一部に充当した。

(3) その他の重要な事項

本B種優先株式を保有する株主は、普通株主に対して優先して配当を受け取ることができる。

本B種優先株式を保有する株主は、株主総会において議決権を有さず、また、本B種優先株式には普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付されていないため、普通株式に関する希薄化は発生しない。

(株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少)

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において、本B種優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金の増加分の全部を減少することを決議し、平成30年7月31日に実施した。なお、これに伴い減少する発行済株式はない。

(1) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

本A種優先株式の取得に際して必要となる十分な分配可能額を確保するため、本B種優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることとした。

(2) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

① 減少した資本金の額

23,500,000,000円

(内訳) 本B種優先株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額 23,500,000,000円

② 減少した資本準備金の額

23,500,000,000円

(内訳) 本B種優先株式の発行による「増加する資本準備金の額」に相当する額 23,500,000,000円

③ 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項乃至第3項及び第448条第1項乃至第3項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれその全額を「その他資本剰余金」に振り替えた。

(A種優先株式の取得及び消却)

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において、本A種優先株式につき、当社定款第12条の8(金銭を対価とする取得条項)の規定に基づく取得及び会社法第178条に基づく消却を行うことを決議し、平成30年7月31日に取得及び消却を実施した。

(1) 取得の理由

本B種優先株式の発行後、本A種優先株式を取得することにより、自己資本を維持しつつ優先配当負担の軽減が可能となるため、本A種優先株式の取得を行う。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類

北海道電力株式会社A種優先株式

② 取得株式数

470株

③ 取得価額

1株当たり 101,270,137円

上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっている。

(基準価額算式)

1株当たりの金銭対価取得価額=1億円+累積未払A種優先配当金+前事業年度未払A種優先配当金+当事業年度未払優先配当金額

なお、累積未払A種優先配当金及び前事業年度未払A種優先配当金は存在しないため、それらの金額は零となっている。

④ 取得価額の総額

47,596,964,390円

⑤ 相手方

株式会社日本政策投資銀行

⑥ 取得日

平成30年7月31日

(3) 消却に係る事項の内容

① 消却対象株式の種類

北海道電力株式会社A種優先株式

② 消却株式数

470株

③ 消却日

平成30年7月31日

2 【その他】

該当事項なし

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月13日

北海道電力株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤森 允浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北海道電力株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月13日
【会社名】	北海道電力株式会社
【英訳名】	Hokkaido Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真弓明彦
【最高財務責任者の役職氏名】	———
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東1丁目2番地
【縦覧に供する場所】	北海道電力株式会社 旭川支店 (旭川市4条通12丁目1444番地の1) 北海道電力株式会社 北見支店 (北見市北8条東1丁目2番地1) 北海道電力株式会社 札幌支店 (札幌市中央区大通東1丁目2番地) 北海道電力株式会社 岩見沢支店 (岩見沢市9条西1丁目12番地の1) 北海道電力株式会社 小樽支店 (小樽市富岡1丁目9番1号) 北海道電力株式会社 釧路支店 (釧路市幸町8丁目1番地) 北海道電力株式会社 帯広支店 (帯広市西5条南7丁目2番地の1) 北海道電力株式会社 苫小牧支店 (苫小牧市新中野町3丁目8番7号) 北海道電力株式会社 室蘭支店 (室蘭市寿町1丁目6番25号) 北海道電力株式会社 函館支店 (函館市千歳町25番15号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 上記の内、旭川、北見、札幌、岩見沢、小樽、釧路、帯広、苫小牧、室蘭、函館の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るため備え置きます。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

代表取締役社長 真弓明彦は、当社の第95期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。